

大学研究者向け事業化サポート窓口への相談利用にあたっての留意事項

(利用にあたり以下の事項について予めご了承ください)

1 大学研究者向け事業化サポート窓口について

大学研究者向け事業化サポート窓口（以下、本事業）は、京都産学公連携プラットフォーム会議に参画する大学の研究者やコーディネーター等を対象に、研究シーズに特化した起業や事業化に関する相談（年度内3回まで）をお受けする事業です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていません。

2 個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

本事業は、機密情報及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 専門家と本事業の運営事務局である、（一社）京都知恵産業創造の森の担当者が同席し、原則オンライン（状況により対面の場合もあり）にて個別相談を実施いたします。相談時に顔を画面に表示ください。
- ② お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行と改善のため、相談時に記録・録画等をさせていただく場合がございます。
- ③ 利用者の相談内容を活用し、相談事例として公開する場合がございます。その際、利用者のお名前を伏せる等、個人情報の守秘については十分、留意いたします。
- ④ 支援機関等との共有をはかることもございます。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- （一社）京都知恵産業創造の森及び専門家は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、（一社）京都知恵産業創造の森及び専門家は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ②大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為
 - ③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為
 - ④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為
 - ⑤物品・サービス等の営業行為
 - ⑥大学研究者向け事業化サポート窓口業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- その他、事業化サポート窓口に関するご質問はFAQをご覧ください。